附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条の規定　公布の日

二　第二条の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条第二号の政令で定める日

（経過措置）

第二条　この命令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた指定訪問看護に関する費用の請求については、なお従前の例による。

（準備行為）

第三条　指定訪問看護事業者は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の訪看請求命令第四条の規定の例により、審査支払機関に届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、施行日以後は、同条の規定による届出とみなす。

２　指定訪問看護事業者は、第二条の規定による改正後の訪看請求命令附則第二条第一項の表の上欄に掲げる訪問看護ステーションについて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前においても、第二条の規定による改正後の訪看請求命令附則第二条の例により、審査支払機関に届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、第二号施行日以後は、同条第一項の規定による届出とみなす。

省　令

○法務省令第四十七号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）及び少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則及び少年院法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月三十日

法務大臣　小泉　龍司

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則及び少年院法施行規則の一部を改正する省令

（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部改正）

第一条　刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（委員会に対する情報の提供） **第六条**　［略］ ［一～十一　略］ 十二　法第百六条第一項の規定による支援の実施の状況 十三～十六　［略］ ２　［略］ （受刑者の自弁の物品の使用等） **第十五条**　［略］ ２　［略］ ３　受刑者には、法第四十一条第一項第二号及び第四号に掲げる物品は、法務大臣が定める品名のものについて、優遇措置として	（委員会に対する情報の提供） **第六条**　［同上］ ［一～十一　同上］ ［号を加える。］ 十二～十五　［同上］ ２　［同上］ （受刑者の自弁の物品の使用等） **第十五条**　［同上］ ２　［同上］ ３　受刑者には、法第四十一条第一項第二号及び第四号に掲げる物品は、法務大臣が定める品名のものについて、優遇措置として
自弁のものの摂取を許すほか、外部通勤作業を行わせる場合、法第百六条の二第一項の規定により外出又は外泊を許す場合その他法務大臣が定める場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの摂取を許すことができるものとする。 ［４～７　略］ （法第四十二条第一項第五号に規定する法務省令で定める物品） **第十七条**　［略］ 一　［略］ 二　かつら（法第百六条の二第一項の規定により外出し、又は外泊する場合、裁判所に出頭する場合その他の刑事施設の長がかつらの着用を許すことが適当と認める場合に限る。） （処遇要領の策定等） **第四十三条**　［略］ ２　刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、判決書の謄本の閲覧その他の方法により、被害者等（法第八十四条の二第一項に規定する被害者等をいう。以下同じ。）の被害に関する心情及び被害者等の置かれている状況を調査するものとする。 ３　刑事施設の長は、開始時指導が終了するまでに法第八十四条の二第三項の規定による心情等の聴取をしていないときは、前項の規定による調査の結果に基づき処遇要領を定めるものとする。	自弁のものの摂取を許すほか、外部通勤作業を行わせる場合、法第百六条第一項の規定により外出又は外泊を許す場合その他法務大臣が定める場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの摂取を許すことができるものとする。 ［４～７　同上］ （法第四十二条第一項第五号に規定する法務省令で定める物品） **第十七条**　［同上］ 一　［同上］ 二　かつら（法第百六条第一項の規定により外出し、又は外泊する場合、裁判所に出頭する場合その他の刑事施設の長がかつらの着用を許すことが適当と認める場合に限る。） （処遇要領の策定等） **第四十三条**　［同上］ ［項を加える。］

［項を加える。］